

静岡市附属機関設置条例の一部改正について

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市女性活躍ブランド認定審査委員会	静岡市女性活躍ブランドの認定の申請があった商品又は製品の認定、認定内容の変更の承認及び認定の取消しについて審査すること。	7人以内	1 関係団体を代表する者 2 市職員	委嘱の日から同日の属する年度の末日まで	委員の互選により定める者
静岡市多文化共生協議会	多文化共生に係る基本的施策及び重要事項について審議すること。	14人以内	1 多文化共生に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 外国籍を有する者等であって、市	2年	委員の互選により定める者

を

			内に1年以上連続して居住する者	
			4 日本国籍を有する市民	

「

静岡市女性活躍ブランド認定審査委員会	静岡市女性活躍ブランドの認定の申請があった商品又は製品の認定、認定内容の変更の承認及び認定の取消しについて審査すること。	7人以内	1 関係団体を代表する者 2 市職員	委嘱の日から同日の属する年度の末日まで	委員の互選により定める者
--------------------	--	------	-----------------------	---------------------	--------------

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。